

# 木材産業活性化総合対策事業

【 2 2 2 ( 2 7 2 ) 百万円】

## 対策のポイント

地域における木材関係企業等の連携促進や木材製品の品質・性能の向上に取り組むとともに、間伐材チップの安定供給体制づくりを推進します。

### < 背景 / 課題 >

- ・ 森林整備の推進や木材自給率（平成20年：24.0%）の向上には、間伐材等の利用拡大が喫緊の課題であり、木材需要の大半を占める住宅及び製紙への利用拡大が必要です。
- ・ 国内製材工場の94%は中小規模で、品質・性能の均一な製材品の安定供給に向けた企業間連携、技術の向上及び機械設備等の改善が必要です。
- ・ 製紙用針葉樹チップの4割は輸入製品に依存しており、間伐材チップ等の利用拡大に向けた体制整備が必要です。

## 政策目標

国産材供給・利用量を平成27年までに2,300万<sup>m</sup>³に拡大  
(H16:1,700万<sup>m</sup>³)

### < 主な内容 >

1. 地域材の水平連携加工システム推進事業 4 2 ( 7 1 ) 百万円  
中核工場と連携する中小製材工場の生産品目等の転換、連携体制構築に向けた協議会活動、中核工場の品質向上のための技術指導に必要な経費を補助します。  
( 補助率：定額、1 / 2 )  
( 事業実施主体：民間団体 )
2. 製紙用間伐材チップの安定供給支援事業 2 2 ( 3 0 ) 百万円  
地域の間伐材チップの安定供給のための計画作成等及び取引方法の明確化のための指針作成等を行うために必要な経費を補助します。  
( 補助率：定額 )  
( 事業実施主体：民間団体 )
3. 木材供給高度化設備リース促進事業 1 5 8 ( 1 7 1 ) 百万円  
製材業、木材販売業等を営む企業が機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。  
( 補助率：定額 )  
( 事業実施主体：全国木材協同組合連合会 )

[ お問い合わせ先：林野庁木材産業課 ( 0 3 - 6 7 4 4 - 2 2 9 2 ( 直 ) ) ]